

令和2年5月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和2年5月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和2年5月28日(木) 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
4月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第29号 臨時代理の承認について(議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見)

議案第30号 臨時代理の承認について(長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市保育料徴収規則の一部改正について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和2年6月教育委員会定例会開催予定 6月25日(木) 午後1時30分～

臨時代理の承認について（議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見）

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年教委規則第6号）第2条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第1項第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年5月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

記

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年教委規則第6号）第2条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和2年5月21日

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

1. 議会の議決を経るべき教育関係議案
【教育委員会所管分】令和2年度一般会計補正予算（第2号）案
2. 議案に対する意見
原案のとおり同意する。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第30号

件 名：臨時代理の承認について（長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部改正）

第1 提出理由

現行の規則では、様々な事情により会議の傍聴人の数を制限する必要性が生じた場合の対応ができないことから、傍聴人の数を変更できるようにするため。

第2 要点

必要に応じて傍聴人の数を変更できるよう、次のただし書を加える。

「ただし、教育長が認めた場合は、これを変更することができる。」

第3 施行期日

令和2年5月21日から施行する。

臨時代理の承認について（長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部改正）

長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年教委規則第6号）第2条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第1項第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年5月28日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

記

長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年教委規則第6号）第2条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和2年5月21日

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会会議傍聴規則（平成18年長浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が認めた場合は、これを変更することができる。

附 則

この規則は、令和2年5月21日から施行する。

長浜市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>(傍聴の定員) 第2条 会議を傍聴しようとする者(以下、「傍聴人」という。)の定員は、10人とする。<u>ただし、教育長が認めた場合は、これを変更することができる。</u> 2・3 (略)</p>	<p>(傍聴の定員) 第2条 会議を傍聴しようとする者(以下、「傍聴人」という。)の定員は、10人とする。 2・3 (略)</p>

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育料徴収規則の一部改正について

第1 改正理由

保育料及びその他徴収金（督促手数料）の過誤納金が発生した場合、速やかに還付や充当が行われるように、申請書等の提出を省略し、事務を簡素化する規定を設けるもの。

第2 要点

第4条の次に第4条の2を加え、保育料及びその他徴収金（督促手数料）の過誤納金が発生した場合について、口座振替の申出があり、対象額が10万円未満の者については、還付請求書の提出を省略する規定を設ける。

過誤納金が発生した後に未納がある場合は、過誤納金を充当できるよう定める。

第3 施行期日

公布の日から施行する。

長浜市保育料徴収規則の一部を改正する規則

新	旧
<p><u>(過誤納金の還付)</u></p> <p><u>第4条の2 過誤納に係る保育料その他の徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、これを当該教育・保育給付認定保護者に還付する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により過誤納金を還付するときは、教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の通知を受けた者又は既納の徴収金のうちに過誤納金があることを発見した者は、過誤納金の還付を請求しなければならない。ただし、過誤納金の還付の通知に係る金額が10万円に満たない金額で口座振替払を申し出た者は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に保険料の未納入のものがあるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をこれに充当する。</u></p> <p><u>5 前項の規定により過誤納金を保育料に充当したときは、保育料充当通知書により、当該還付を受けるべき者に通知するものとする。</u></p>	